

第3回 交野市水道事業経営審議会資料

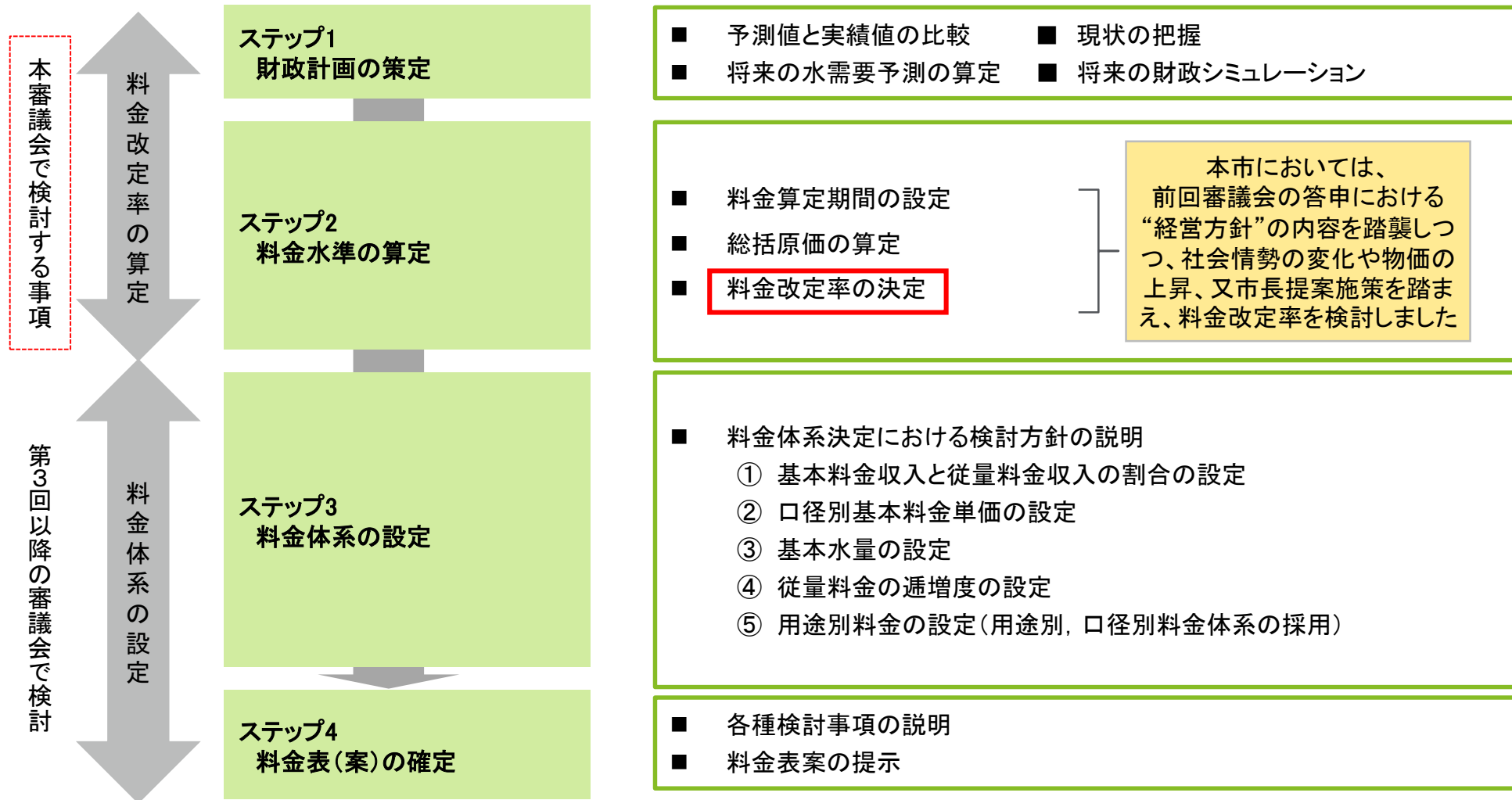
目次

1. 前回までの振り返り	2
2. 水道料金制度の概要	5
3. 新しい水道料金体系の検討	13

1. 前回までの振り返り

前回の審議会は、将来の財政シミュレーション結果を踏まえて、料金改定率について審議しました

水道料金改定の検討ステップ



(出所)公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

前回審議会の答申書(令和3年9月27日)における“経営方針”の考え方を踏襲し、今回の料金改定を検討していく方針です

前回審議会の答申と今回の料金改定検討の方針

項目	前回答申(経営方針)	今回の料金改定検討の方針
(1)料金回収率 (供給単価/給水原価)の改善	・100%以上とする。	・継続する。
(2)資金残高の確保	・事業経営を持続するために必要な資金残高を8億円程度とする。	・継続する。
(3)企業債残高の抑制	・企業債残高について、令和2年度の約100億円未満とする。 ・更新投資に係る企業債比率を60%以下(ただし、令和8年度までは80%以下)とする。	・継続する ・ただし、更なる企業債残高の削減の観点から、更新投資に係る企業債比率を令和7年度まで80%以下とし、令和8年度以降は60%以下とする。
(4)投資経費の抑制	・「交野市水道施設整備計画」(平成31年3月)について、重要度・優先度による順位付けにより投資計画を見直し、建設改良費を令和8年度まで、毎年5億円程度に抑制する。	・継続する。
(5)料金改定 (改定時期と改定率)	・改定時期及び改定率については、上記(1)～(4)を踏まえたものとする。	・継続する。 ・第2回の審議会で平均改定率は16%程度とする方針になりました。
(6)料金体系の見直し	・経営の安定化を図りつつ、利用者の過度な負担とならないように設定する	・継続する。 ・具体的には、3回目以降の審議会で審議いただきます。

2. 水道料金制度の概要

交野市の水道料金体系

現行の水道料金体系

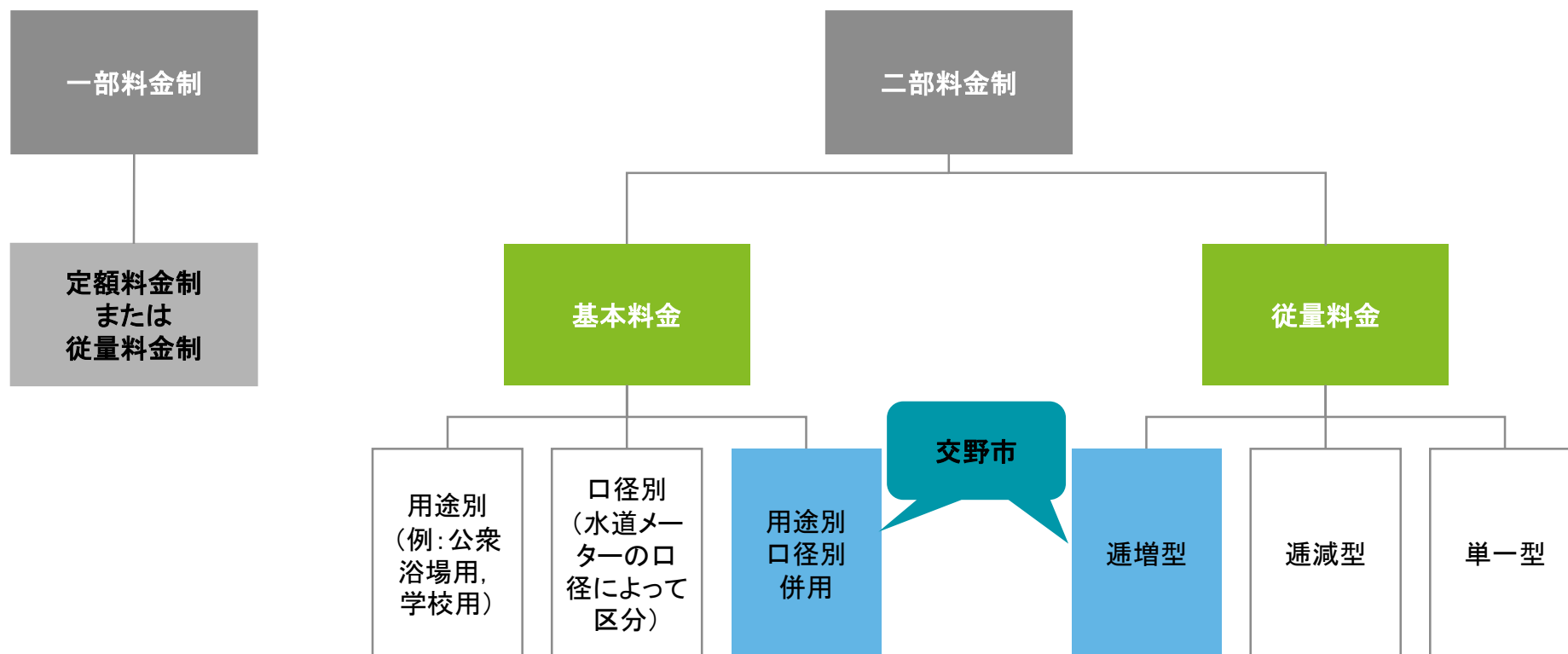
- 基本料金と従量料金で構成される二部料金制を採用しています。
- 基本料金は、用途別の区分として「一般用」、「浴場用」、「臨時用」に大別し、さらに口径別に料金を設定しています。
- 従量料金は、使用量に応じて単価が変動する逡増型を採用しています。

		水道料金（1ヶ月あたり、税抜）										
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/㎡)									
			1— 8㎡	9— 10㎡	11— 20㎡	21— 30㎡	31— 100㎡	101—200 ㎡	201—500 ㎡	501— 1000㎡	1001㎡	
一般用	13mm	770	0	124	124	147	164	199	234	268	305	341
	20mm	870										
	25mm	1,030										
	30mm	1,440										
	40mm	2,900										
	50mm	4,250										
	75mm	9,350										
	100mm	14,800										
150mm	57,300											
浴場用	200mm まで	15,000	0						100			
臨時用	20mm以下	1,370	550									
	25mm	2,060										
	40mm	5,240										
	50mm	7,870										
	75mm	17,500										
	100mm	28,000										
	150mm	107,000										

水道料金制度の概要①

水道料金制度

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多いといえます。
- 基本料金は、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- 従量料金は、使用水量に応じて単価が変動するもの(逓増・逓減)と単一のものがあります。
- 交野市は二部料金制のうち、基本料金は用途別口径別併用、従量料金は逓増型を採用しています。



※ ほかに、基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など

水道料金制度の概要②

上水道事業の料金体系や基本料金と従量料金

【料金体系】

一部料金制

- 定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度。

二部料金制

- 基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度。
- 経営の安定性の確保には、基本料金と従量料金の併設が有効とされています（日本水道協会「水道料金算定要領」）。

【基本料金と従量料金】

基本料金

- 各使用者が水使用の有無にかかわらず水道メータの口径に応じて、徴収される料金

従量料金

- 使用水量に応じて徴収される料金。使用水量に単価を乗じて計算。

水道料金制度の概要③

基本水量や従量料金

【基本水量】

- 設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
- 公衆衛生上の観点から、水利用を促すという目的で導入され、日常生活の上で最低限必要な使用水量を考慮して設定されています。
- なお、基本水量内の利用者間では水量に関わらず同一料金であり、また今後水需要が減少することを踏まえると、基本水量を付与しないことも考えられます。
(日本水道協会「水道料金算定要領」では、基本水量は原則的には付与しないものとされています。)

【従量料金】

従量料金は目的に応じて様々な従量単価が設定されています。

逓増型: 使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。水道事業者の約66.4%が逓増型を採用しています。
(総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」より)

逓減型: 使用水量が増加するに従い単価が下がる制度

単一型: 使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした制度

水道料金制度の概要(参考)

基本料金制に関する主な用語の内容

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。
用途別料金	使用用途(例:家庭用, 営業用, 浴場用等)により区分し, 料金を賦課する料金制度です。
口径別料金	各需要者の給水管や水道メーターの口径の大小等により区分し, 料金を賦課する料金制度です。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。
従量料金	使用水量に応じて徴収される料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
基本水量	設定した一定水量を付与することで, その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
単一型従量料金	使用水量の多寡にかかわらず, 単価を均一とした従量料金制度です。
逦増度	従量料金の最高単価と最低単価の割合としています。使用水量が増加するに従い単価が上がるものを逦増型, 下がるものを逦減型といいます。

料金改定を行う際の基本事項(上水道料金の決定等)

水道料金改定の決定等

項目	上水道事業
根拠法	水道法第14条(供給規程)
法令等の規定内容	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること
手続き等	地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出
その他通知等	水道料金算定要領
原則	総括原価方式
総括原価の 具体的な算入項目	<p>営業費用(人件費, 維持管理費, 減価償却費等) 資本費用(支払利息, 資産維持費等) ※控除項目(諸手数料その他事業運営にともなう関連収入等)を控除</p> <p>※資産維持費 給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額</p>
実態的な算定方法	総括原価方式により料金算出(資産維持費の算出は資金ベースで算出する場合もあり)

(出所:総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」平成26年3月 125ページを参考に一部加工)

料金改定を行う際の基本事項(上水道料金の基本原則)

上水道料金の基本原則

【水道料金はサービスの対価】

- 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として使用者から水道料金を受け取ります。

【水道料金の決定の原則】

地方公営企業法第21条

- 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項各号

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

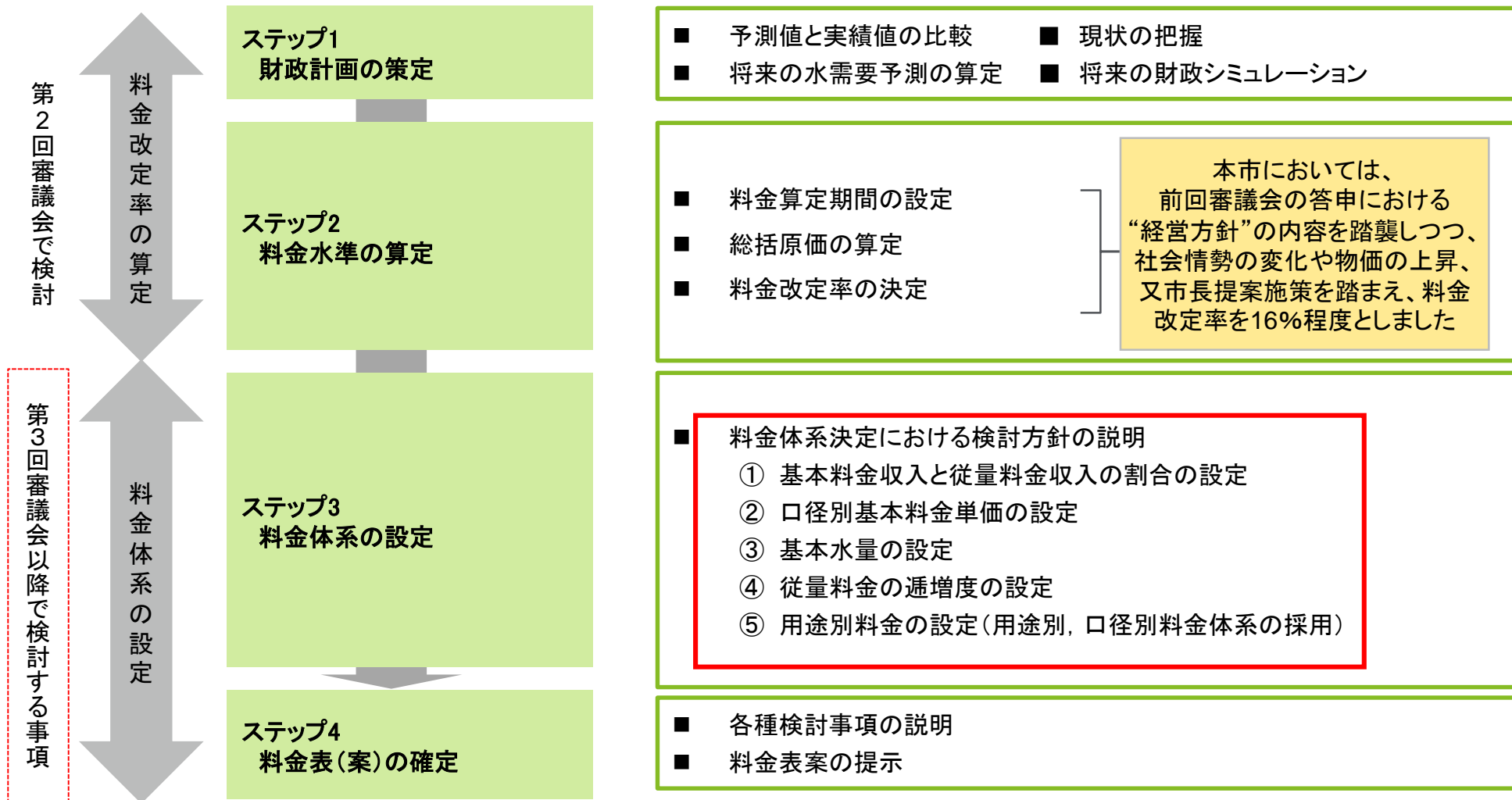


- 法令に示された水道料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定
- 同基本原則の趣旨に基づいて「水道料金算定要領」(日本水道協会)で算定方法が示されています。

3. 新しい水道料金体系の検討

今回の審議会は、料金体系について審議いただきます

水道料金改定の検討ステップ



(出所)公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に作成

料金体系の具体的な検討事項

料金体系決定における一般的な5つの検討事項

【現行の料金表】

①基本料金と従量料金の収入割合

②口径別基本料金

水道料金（1ヶ月あたり、税抜）

従量料金単価(円/m³)

用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)									
			1-8m ³	9-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	770	0	124	124	147	164	199	234	268	305	341
	20mm	870										
	25mm	1,030										
	30mm	1,440										
	40mm	2,900										
	50mm	4,250										
	75mm	9,350										
	100mm	14,800										
浴場用等	150mm	57,300	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	200mmまで	15,000										
臨時用	20mm以下	1,370	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550
	25mm	2,060										
	40mm	5,240										
	50mm	7,870										
	75mm	17,500										
	100mm	28,000										
150mm	107,000											

③基本水量

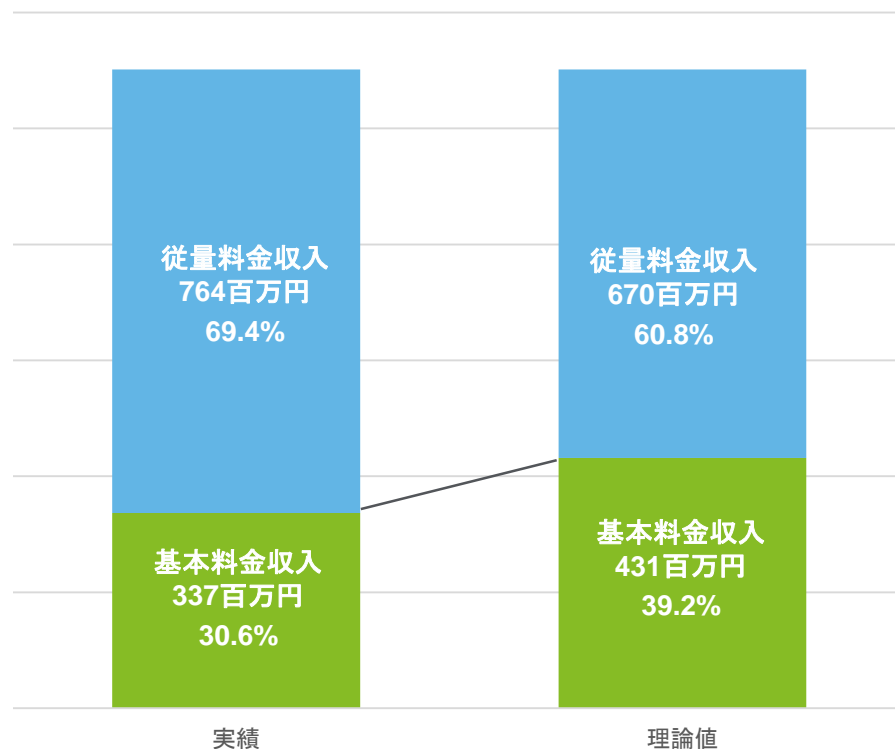
④従量料金の逡増度

⑤用途別料金の検討
(浴場用等、臨時用)

基本料金収入と従量料金収入の割合

基本料金収入の割合の考え方

- 水道料金算定要領に基づき算出した基本料金収入(理論値)と比較すると、実績の基本料金収入の割合は8.6ポイント低くなっています。なお、基本料金収入の割合を高めることで、経営の安定につながります。



※ 理論値は令和4年度の実績をもとに算定。

	主な記載内容等
厚生労働省※1	<ul style="list-style-type: none"> 水需要の増減に収入が影響されない体系として、<u>利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要</u>
総務省※2	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金収入の比率を高めることは、<u>水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる。</u> ただし、<u>少量使用者の負担が重くなる</u>というデメリットがある。

※1 「新水道ビジョン」

※2 「第4回公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」資料6「料金の検討」について

料金体系に対する基本的な考え方

基本的な考え方

- 料金体系の方向性を考えるに際し、料金収入の受取側である水道事業者(市)と支払側である使用者(市民, 企業等)の両面から検討を行います。

受取側:水道事業者(市)

(基本的な考え方)

- 住民サービス提供を継続すべく、健全経営を維持するため、適切な料金のあり方を検討します。
- このため、安定した経営を行っていける料金体系を検討していきます。



支払側:使用者(市民, 企業等)

(基本的な考え方)

- 水道法1条にある「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」という趣旨に鑑み、使用者の急激な負担増とならないような料金のあり方を検討します。
- また、利用者間負担に大きな差が生じないように配慮します(利用者への公平性)。

検討項目ごとの現状や検討方針①

前回審議会の答申と今回の料金改定検討の方針

検討項目	現状	前回答申(経営方針)	検討方針
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	基本料金と従量料金の収入割合 30:70	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化の観点からは、基本料金割合を増加させる料金体系が望ましいです。 ・しかし、基本料金割合を増加させるには基本料金を大幅に増額する必要があり、利用者への影響も考慮する必要があります。 ・そこで、現状より基本料金割合を引き上げること(経営の安定化)、料金改定による利用者間負担に大きな差が生じないこと(利用者への公平性)の双方を考慮して、料金体系を検討することが妥当です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続します。
②口径別基本料金単価の設定	口径別に基本料金を設定	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化のためには、上述の通り基本料金割合を引き上げる必要がありますが、利用者に過度な負担とならないように設定する必要があります。 ・そこで、全体の平均料金改定率よりも、基本料金の改定率を引き上げることで、基本料金収入割合の増加を図ることが妥当であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化に向けて、基本料金割合を引き上げる方針については継続します。 ・基本料金の改定率については、昨今の社会情勢等を踏まえて、審議会でご検討いただきます。
③基本水量の設定	基本水量 8m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金算定要領において、経過的に「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」とされており、また基本水量以下の利用者の件数が増加している交野市の現状や、基本水量を付与しないことは少量利用者の急激な負担増になることを考慮し、今回の料金改定では基本水量の見直しは実施しないことが妥当であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続します。

検討項目ごとの現状や検討方針②

前回審議会の答申と今回の料金改定検討の方針

検討項目	現状	前回答申(経営方針)	検討方針
④従量料金の逡増度の設定	逡増度:2.75 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると一律単価とすることが考えられますが、仮に従量料金単価を一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に引き上げる必要があり、少量利用者の負担が大きくなります。一方で、水需要の減少が将来見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定率の変更及び①～③の検討を踏まえ、審議会で検討いただきます。
⑤用途別料金の設定	浴場用等及び臨時用の料金を設定	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時用は、開発事業者等が工事などで一時的に利用するものであり、浴場用等は、現状、交野市で公衆浴場を開設している利用者はいない状況です。 ・臨時用・浴場用等ともに、基本料金及び従量料金を、現状より一律で一般用の水道料金の平均全体改定率と同率の改定をすることが妥当であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場用等は、低廉な料金での公衆浴場の提供という趣旨及び現状利用者がいないものの、給水原価よりも相当程度低い料金体系であるため、今後新規利用者が発生した場合を想定して、他市の状況をふまえて今後の審議会で検討いただきます。 ・臨時用は、継続します。

※逡増度は、従量料金の「最高単価」÷「最小単価」で算出

料金体系のパターン検討(案)

項目	パターン① 一律16%改定	パターン② 基本料金収入割合を高くする
水道料金改定について		
料金改定率・改定時期	料金改定率:平均16%程度、改定時期R6年4月予定	
水道料金体系の見直しについて		
(1) 基本料金・従量料金の割合	◆ 基本料金割合: 30.6%⇒30.6%	◆ 基本料金割合: 30.6%⇒31.1%
(2) 基本料金	◆ 各口径で現状より一律+16%	◆ 各口径で現状より一律+18%
(3) 基本水量	少量利用者の急激な負担増になることを考慮し、8 ^m ³/月を付与する	
(4) 従量料金・逡増度	◆ 従量料金単価は、 一律+16%改定 ◆ 逡増度は、変動なし	◆ 従量料金単価は、 0~10 ^m ³: +18%、 11~20 ^m ³: +14.5%、 21~30 ^m ³: +15.5%、 31~100 ^m ³: +15% 101 ^m ³~: +16% ◆ 逡増度は、2.75⇒2.71
(5) 用途別料金の設定(臨時用・浴場用等)	第4回審議会で検討予定	
全体評価	改定率は全て一緒であるため、口径・使用量にかかわらず公平な改定であり、市民に説明する際も分かり易い。 一方で、基本料金割合が現状と変わらず、水道局の経営の安定化に寄与しない。 利用者が節水に努めた場合、料金収入への影響が大きい。	基本料金割合が高まることで、水道局の経営の安定化に寄与する。 基本料金において各口径同率での改定であり、公平である。 少量利用者の改定率は平均値より大きいだが、逡増率がやや緩和される。

現行の料金表

◆ 現行の料金表は以下のとおり設定されています。

【現行の料金表】

(1ヶ月/税抜)

水道料金（1ヶ月あたり、税抜）												
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)									
			1— 8m ³	9— 10m ³	11— 20m ³	21— 30m ³	31— 100m ³	101—200 m ³	201—500 m ³	501— 1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	770	0	124	124	147	164	199	234	268	305	341
	20mm	870										
	25mm	1,030										
	30mm	1,440										
	40mm	2,900										
	50mm	4,250										
	75mm	9,350										
	100mm	14,800										
浴場用	150mm	57,300	0							100		
	200mm まで	15,000										
臨時用	20mm以下	1,370	550									
	25mm	2,060										
	40mm	5,240										
	50mm	7,870										
	75mm	17,500										
	100mm	28,000										
	150mm	107,000										

パターン①新料金表(案)

◆ パターン①新料金表(案)は以下のとおりです。

【パターン①新料金表(案)】

(1ヶ月/税抜)

			水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)														
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)														
			1-8m ³	9-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-1000m ³	1001m ³						
一般用	13mm	893 (+123)	0														
	20mm	1,009 (+139)															
	25mm	1,194 (+164)															
	30mm	1,670 (+230)	144 (+20)	144 (+20)	171 (+24)	190 (+26)	230 (+31)	271 (+37)	310 (+42)	353 (+48)	395 (+54)						
	40mm	3,364 (+464)															
	50mm	4,930 (+680)															
	75mm	10,846 (+1,496)										+16%			+16%		
	100mm	17,168 (+2,368)															
150mm	66,468 (+9,168)																
浴場用	200mm まで	17,400(+2,400)	0						116 (+16) +16%								
臨時用	20mm以下	1,589(+219)	638 (+88) +16%														
	25mm	2,389(+329)															
	40mm	6,078(+838)															
	50mm	9,129(+1,259)															
	75mm	20,300(+2,800)															
	100mm	32,480(+4,480)															
	150mm	124,120(+17,120)															

パターン②新料金表(案)

◆ パターン②の新料金表(案)は以下のとおりです。

【パターン②新料金表(案)】







(1ヶ月/税抜)

			水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)									
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)									
			1-8m ³	9-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-100m ³	101-200m ³	201-500m ³	501-1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	908 (+138)	0									
	20mm	1,026 (+156)										
	25mm	1,215 (+185)										
	30mm	1,699 (+259)										
	40mm	3,422 (+522)	146 (+22)	146 (+22)	168 (+21)	189 (+25)	228 (+29)	271 (+37)	310 (+42)	353 (+48)	395 (+54)	
	50mm	5,015 (+765)										
	75mm	11,033 (+1,683)	+18%		+14.5%	+15.5%	+15%	+16%				
	100mm	17,464 (+2,664)										
150mm	67,614 (+10,314)											
浴場用	200mm まで	17,400(+2,400)	0							116 (+16)	+16%	
臨時用	20mm以下	1,589(+219)										
	25mm	2,389(+329)										
	40mm	6,078(+838)										
	50mm	9,129(+1,259)					638 (+88)					
	75mm	20,300(+2,800)					+16%					
	100mm	32,480(+4,480)										
150mm	124,120(+17,120)											

料金改定による影響額の試算(1/2)

パターン①一律16%料金改定した場合の影響額







■ 口径別、使用水量別の現行料金と16%改定料金(パターン①)の比較(税込み、メーター使用料含む)

口径	20mm				40mm	75mm
使用水量	8m ³ /月	10m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	1,000m ³ /月	2,000m ³ /月
イメージ	 1人暮らし	 2人暮らし	 3人暮らし	 4人暮らし	 病院	 工場
現行料金	1,111円/月	1,383円/月	3,000円/月	4,804円/月	305,547円/月	689,403円/月
一律16%料金改定(差額)	1,263円/月 (+152円)	1,580円/月 (+197円)	3,461円/月 (+461円)	5,551円/月 (+747円)	353,544円/月 (+49,997円)	797,935円/月 (+108,532円)

料金改定による影響額の試算(2/2)

パターン②基本料金収入割合を高くした場合の影響額

■ 口径別、使用水量別の現行料金と16%改定料金(パターン②)の比較(税込み、メーター使用料含む)

口径	20mm				40mm	75mm
使用水量	8m ³ /月	10m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	1,000m ³ /月	2,000m ³ /月
イメージ	 1人暮らし	 2人暮らし	 3人暮らし	 4人暮らし	 病院	 工場
現行料金	1,111円/月	1,383円/月	3,000円/月	4,804円/月	305,547円/月	689,403円/月
一律16%料金改定(差額)	1,282円/月 (+171円)	1,603円/月 (+220円)	3,451円/月 (+451円)	5,530円/月 (+726円)	353,544円/月 (+47,885円)	797,935円/月 (+108,562円)

参考資料①

パターン① 大阪府各市町村 水道料金比較表(令和5年4月時点)

■ 口径20mm・1か月(消費税込、メーター使用料含む)

10㎡		20㎡		30㎡		40㎡		50㎡		70㎡	
No.	市名	No.	市名	No.	市名	No.	市名	No.	市名	No.	市名
1	高槻市	1	大阪市	1	大阪市	1	大阪市	1	大阪市	1	大阪市
2	大阪狭山市	2	枚方市	2	枚方市	2	茨木市	2	枚方市	2	茨木市
3	羽曳野市	3	貝塚市	3	茨木市	3	枚方市	3	茨木市	3	枚方市
4	門真市	4	高槻市	4	高槻市	4	和泉市	4	和泉市	4	和泉市
5	枚方市	5	茨木市	5	和泉市	5	貝塚市	5	貝塚市	5	貝塚市
6	東大阪市	6	堺市	6	堺市	6	寝屋川市	6	寝屋川市	6	寝屋川市
7	池田市	7	豊中市	7	豊中市	7	岸和田市	7	岸和田市	7	田尻町
8	柏原市	8	和泉市	8	岸和田市	8	高槻市	8	高槻市	8	交野市
9	藤井寺市	9	東大阪市	9	高槻市	9	堺市	9	泉南市	9	泉南市
10	八尾市	10	寝屋川市	10	守口市	10	守口市	10	高槻市	10	岸和田市
11	貝塚市	11	大東市	11	大東市	11	交野市	11	河内長野市	11	河内長野市
12	大阪	12	守口市	12	寝屋川市	12	大東市	12	守口市	12	守口市
13	泉大津市	13	池田市	13	摂津市	13	泉南市	13	大東市	13	大東市
14	岸和田市	14	岸和田市	14	柏原市	14	河内長野市	14	堺市	14	高槻市
15	豊中市	15	柏原市	15	交野市	15	羽曳野市	15	田尻町	15	大阪狭山市
16	和泉市	16	大阪狭山市	16	忠岡町	16	太子町	16	忠岡町	16	堺市
17	寝屋川市	17	門真市	17	門真市	17	柏原市	17	大阪狭山市	17	太子町
18	大東市	18	羽曳野市	18	大阪狭山市	18	忠岡町	18	太子町	18	交野市
19	箕面市	19	八尾市	19	富田林市	19	大阪狭山市	19	高石市	19	箕面市
20	堺市	20	摂津市	20	東大阪市	20	田尻町	20	柏原市	20	羽曳野市
21	河内長野市	21	吹田市	21	池田市	21	島本町	21	羽曳野市	21	羽曳野市
22	四條畷市	22	富田林市	22	河内長野市	22	富田林市	22	箕面市	22	箕面市
23	富田林市	23	羽曳野市	23	羽曳野市	23	高石市	23	泉佐野市	23	泉佐野市
24	守口市	24	四條畷市	24	高石市	24	摂津市	24	富田林市	24	富田林市
25	摂津市	25	島本町	25	泉南市	25	箕面市	25	島本町	25	島本町
26	泉佐野市	26	箕面市	26	吹田市	26	泉佐野市	26	摂津市	26	摂津市
27	吹田市	27	河内長野市	27	門真市	27	東大阪市	27	東大阪市	27	東大阪市
28	松原市	28	交野市	28	箕面市	28	門真市	28	四條畷市	28	河内町
29	高石市	29	泉佐野市	29	泉佐野市	29	吹田市	29	吹田市	29	熊取町
30	熊取町	30	熊取町	30	太子町	30	熊取町	30	門真市	30	門真市
31	交野市	31	松原市	31	田尻町	31	豊中市	31	交野市	31	交野市
32	島本町	32	阪南市	32	四條畷市	32	四條畷市	32	熊取町	32	熊取町
33	阪南市	33	忠岡町	33	熊取町	33	池田市	33	豊中市	33	豊中市
34	田尻町	34	田尻町	34	八尾市	34	交野市	34	阪南市	34	阪南市
35	忠岡町	35	太子町	35	阪南市	35	阪南市	35	河内町	35	河内町
36	茨木市	36	松原市	36	河内町	36	河内町	36	八尾市	36	八尾市
37	交野市	37	泉南市	37	交野市	37	八尾市	37	池田市	37	池田市
38	太子町	38	藤井寺市	38	泉大津市	38	松原市	38	松原市	38	松原市
39	泉南市	39	交野市	39	河内町	39	泉大津市	39	泉大津市	39	泉大津市
40	岬町	40	河内町	40	藤井寺市	40	藤井寺市	40	藤井寺市	40	藤井寺市
41	河内町	41	岬町	41	岬町	41	岬町	41	岬町	41	岬町
42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村
43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町
44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町
平均	1,339	平均	2,996	平均	5,074	平均	7,599	平均	10,226	平均	16,196

※改定した数値は平均に加味していない

参考資料②

パターン② 大阪府各市町村 水道料金比較表(令和5年4月時点)

■ 口径20mm・1か月(消費税込、メーター使用料含む)

10㎡		20㎡		30㎡		40㎡		50㎡		70㎡	
No.	市名	No.	市名	No.	市名	No.	市名	No.	市名	No.	市名
1	高槻市	1	大阪市	1	大阪市	1	大阪市	1	大阪市	1	大阪市
2	大阪狭山市	2	枚方市	2	枚方市	2	茨木市	2	枚方市	2	茨木市
3	羽曳野市	3	貝塚市	3	茨木市	3	枚方市	3	茨木市	3	枚方市
4	門真市	4	高槻市	4	高槻市	4	和泉市	4	和泉市	4	和泉市
5	枚方市	5	茨木市	5	和泉市	5	貝塚市	5	貝塚市	5	貝塚市
6	東大阪市	6	堺市	6	堺市	6	寝屋川市	6	寝屋川市	6	寝屋川市
7	池田市	7	豊中市	7	島本町	7	岸和田市	7	岸和田市	7	田尻町
8	柏原市	8	和泉市	8	岸和田市	8	高槻市	8	高槻市	8	交野市
9	藤井寺市	9	東大阪市	9	高槻市	9	堺市	9	泉南市	9	泉南市
10	八尾市	10	寝屋川市	10	守口市	10	守口市	10	高槻市	10	河内長野市
11	貝塚市	11	大東市	11	大東市	11	交野市	11	河内長野市	11	河内長野市
12	大阪府	12	守口市	12	寝屋川市	12	大東市	12	守口市	12	守口市
13	泉大津市	13	池田市	13	摂津市	13	泉南市	13	大東市	13	大東市
14	岸和田市	14	岸和田市	14	柏原市	14	河内長野市	14	堺市	14	高槻市
15	豊中市	15	柏原市	15	交野市	15	羽曳野市	15	田尻町	15	大阪狭山市
16	和泉市	16	大阪狭山市	16	忠岡町	16	太子町	16	忠岡町	16	堺市
17	寝屋川市	17	門真市	17	門真市	17	柏原市	17	大阪狭山市	17	太子町
18	大東市	18	羽曳野市	18	大阪狭山市	18	忠岡町	18	太子町	18	交野市
19	箕面市	19	八尾市	19	富田林市	19	大阪狭山市	19	高石市	19	箕面市
20	堺市	20	摂津市	20	東大阪市	20	田尻町	20	柏原市	20	羽曳野市
21	河内長野市	21	吹田市	21	池田市	21	島本町	21	羽曳野市	21	羽曳野市
22	四條畷市	22	富田林市	22	河内長野市	22	富田林市	22	箕面市	22	箕面市
23	富田林市	23	高石市	23	羽曳野市	23	高石市	23	泉佐野市	23	泉佐野市
24	守口市	24	四條畷市	24	高石市	24	摂津市	24	富田林市	24	富田林市
25	摂津市	25	島本町	25	泉南市	25	箕面市	25	島本町	25	島本町
26	泉佐野市	26	箕面市	26	吹田市	26	泉佐野市	26	摂津市	26	摂津市
27	吹田市	27	河内長野市	27	門真市	27	東大阪市	27	東大阪市	27	東大阪市
28	松原市	28	交野市	28	箕面市	28	門真市	28	四條畷市	28	河内町
29	高石市	29	泉佐野市	29	泉佐野市	29	吹田市	29	吹田市	29	熊取町
30	熊取町	30	熊取町	30	太子町	30	熊取町	30	交野市	30	吹田市
31	交野市	31	松原市	31	田尻町	31	豊中市	31	門真市	31	四條畷市
32	島本町	32	阪南市	32	四條畷市	32	四條畷市	32	熊取町	32	門真市
33	阪南市	33	忠岡町	33	熊取町	33	池田市	33	豊中市	33	阪南市
34	田尻町	34	田尻町	34	八尾市	34	交野市	34	阪南市	34	摂津市
35	忠岡町	35	太子町	35	阪南市	35	阪南市	35	河内町	35	八尾市
36	茨木市	36	泉大津市	36	松原市	36	河内町	36	八尾市	36	泉大津市
37	交野市	37	泉南市	37	交野市	37	八尾市	37	池田市	37	豊中市
38	太子町	38	藤井寺市	38	泉大津市	38	松原市	38	松原市	38	藤井寺市
39	泉南市	39	交野市	39	河内町	39	泉大津市	39	泉大津市	39	松原市
40	岬町	40	河内町	40	藤井寺市	40	藤井寺市	40	藤井寺市	40	池田市
41	河内町	41	岬町	41	岬町	41	岬町	41	岬町	41	千早赤阪村
42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	千早赤阪村	42	能勢町
43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町	43	能勢町
44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町	44	豊能町
平均	1,339	平均	2,996	平均	5,074	平均	7,599	平均	10,226	平均	16,196

※改定した数値は平均に加味していない